

# 注意事項(必ずお読みください)

次に該当する方は、受診をお断りする場合がございます。

- ① 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方、及びその後の検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間が終了していない方
- ② 受診時に風邪症状(発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛)や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方、及び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方
- ③ 下記のいずれかに合致する方のうち、受診時に厚生労働省が示す待機期間内の方
  - ・ 諸外国への渡航歴がある方
  - ・ 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方(検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む)

次に該当する方は、受診延期を検討ください。

- ① 新型コロナウイルスに感染した方  
新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配が無くなった後もしばらくの間は健診の結果に異常がみられる可能性があります。入院や療養の解除基準を満たしてから十分な期間を置き、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。
- ② 直近で、新型コロナワクチンを接種した方  
接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。
- ③ 基礎疾患のある方、高齢者の方  
新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすいとされる高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸器疾患といった基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令期間中は、受診延期を考慮することを推奨します。

## ◆その他◆

□病気の早期発見・早期治療のためには、定期的に健(検)診を受診するとともに、何らかの症状がある場合は健(検)診を待たず、速やかに医療機関を受診することをお勧めします。

□医療機関によっては予約が必要な場合や受診可能な曜日・時間が異なります。

詳しくは各医療機関にお問い合わせください。また、各医療機関の感染予防対策にもご協力をお願いします。

□健(検)診の主な結果は、個人情報の適正な保護のもと中野区電子計算組織等に記録され、統計資料等として今後の事業に活用させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。